

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際経済に関する取組			番号	⑧					
評価方式	総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。							
(千円)										
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額				
	会計	組織/勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額		
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際経済に関する取組に必要な経費		8,354,990		9,533,921		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		1,457,292		1,417,877		
	一般	外務本省	分野別外交費	主要国首脳会議の開催等に必要な経費				19,699,695		
	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		158,050		342,722		
	小 計					一般会計	9,970,332		30,994,215	
						特別会計	<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの						一般会計	<	>の内数	<	>の内数
	小 計					特別会計	<	>の内数	<	>の内数
						一般会計	9,970,332		30,994,215	
						特別会計	<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	9,970,332		30,994,215		
					特別会計	<	>の内数	<	>の内数	

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-II-2）

施策名（※）	国際経済に関する取組				
施策目標	<p>日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。</p> <p>令和3年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、経済連携協定交渉について、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期発効及びその確実な履行の確保に取り組むとともに、その他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられている。加えて、TPP11協定については、協定のハイスタンダードを維持しつつ、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していくことも重要とされている。</p> <p>また、「成長戦略2021」において、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の内容を充実させるべく、在外公館はじめオールジャパンで参加招請活動を実施し世界各国からの参加・出展を確保するとともに、「世界一安全な日本」の実現に向けた取組やセキュリティ確保のための対策を進めるとの目標が掲げられた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。</p>				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	27,282	627	712	704
	補正予算(b)	△5,754	0	△220	/
	繰越し等(c)	248	0	0	/
	合計(a+b+c)	21,775	627	492	/
	執行額(百万円)	20,809	281	177	/
同（分担金・拠出金）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	-	9,097	8,942	9,266
	補正予算(b)	-	2,804	635	/
	繰越し等(c)	-	0	0	/
	合計(a+b+c)	-	11,900	9,577	/
	執行額(百万円)	-	11,896	9,574	/
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）
 2. (1) ii) 分野横断的な主要政策ツール
- 14. (1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
- ・ 第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
 - 八 外交・安全保障
- ・ 第204回国会施政方針演説（令和3年1月17日）
 - 六 外交・安全保障（多国間主義）
- ・ 第207回国会所信表明演説（令和3年12月6日）
 - 八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・ 第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
 - 八 外交・安全保障

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（一年度）

WTO改革に向けた国際的取組を推進し、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。

令和3年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO新事務局長の下、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉等のルール作りや紛争解決制度改革を進めていく。中小企業、サービス国内規制といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置（SPS）委員会や貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大による国際経済の回復を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 11月に予定された第12回WTO閣僚会議（MC12）は新型コロナのオミクロン株の流行により再度延期となり、令和4年6月に開催されることとなったが、オンライン形式の閣僚会合をはじめとする各種会合やG7、G20等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和3年度は、オーストラリア政府主催WTO非公式閣僚会合（10月）及びスイス主催WTO非公式閣僚会合（令和4年1月）に参加し、WTO改革において日本が重視する点を強調することでWTO改革を推進する政治的モメンタムを形成した。

また、G7貿易大臣第2回会合（5月）やG7貿易大臣第3回会合（10月）、G20貿易・投資大臣会合（10月）では、デジタル化を始めとする世界経済の変化、新型コロナ等の新たな脅威に対応した貿易ルールの現代化、自由で公正な貿易を維持・発展させる観点からの市場歪曲的な政策・慣行の是正に向けた取組、漁業補助金及びWTO改革など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

7月には、WTO漁業補助金に関する貿易交渉委員会閣僚級会合が初めて閣僚級で開催され、我が国からは野上農林水産大臣と鷲尾外務副大臣が参加し、交渉の早期妥結にコミットする旨述べた。

11月には、林外務大臣とWTOのオコンジョ事務局長とのテレビ会談を行い、パンデミック対策や

- 漁業補助金交渉、WTO 改革について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認した。
- (2) 平成 29 年の第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) で開始された共同声明イニシアティブ (電子商取引、中小零細企業、サービス国内規制及び投資円滑化交渉) のうち、サービス国内規制については 12 月に交渉が妥結し、日本を含む 67 か国・地域により本交渉の妥結を確認する宣言が採択された。また日本が共同議長を務める電子商取引については、同月、交渉の進捗等に関する共同議長閣僚声明が発出され、8 つの条文で意見の取れんを達成し、他の分野での議論の進捗を含め実質的な進捗が得られた旨が報告された。投資円滑化については令和 4 年末までの条文交渉完了を目指す旨の宣言が発出された。中小零細企業については、閣僚会議で採択されるべき宣言案が合意された。
- 2 協定の履行監視に関し、令和 3 年度は、18 回の TPR 会合と 3 回の TBT 委員会会合、3 回の SPS 委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。また、第 100 回会合から第 102 回会合まで 3 回の CRTA 審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 カナダ政府が主催する WTO 少数国グループ (オタワ・グループ) 閣僚会合 (令和 3 年度中に 5 回開催) をはじめとする各種会合において、貿易制限的な措置の抑制や透明性の重要性等について日本の立場を表明しつつ、WTO としての成果に向けた議論に貢献した。

令和 4 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化のため、6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引、投資円滑化といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討 (TPR) 制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会 (CRTA) 及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置 (SPS) 委員会や貿易の技術的障害 (TBT) 委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組への貢献を図る。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

多角的貿易体制の維持・強化の進捗を測る上では、国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用に係る取組を参照することが有益であるため。

WTO を礎とする多角的貿易体制の改革には、WTO の 3 つの機能である、ルールメイキング、協定履行監視及び紛争解決機能の維持・強化が必要不可欠である。したがって、上記年度目標 1 及び 2 に基づいて日本が自由貿易の旗手として貢献することが必要。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により縮減した世界経済の回復を図ることも、多角的貿易体制の維持・強化のために一層重要となっていることから引き続き年度目標 3 を設定した。

測定指標 1 - 2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標 (---年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

令和 3 年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和 3 年 TPP 委員会の議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、令和 3 年 2 月に加入申請を提出した英国を含め、TPP11 協定が定める高いレベルのルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 発効から約 2 年経った日 EU・EPA については、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を進める等、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて引き続き着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採る。また、発効して間もない日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会等の第一回会合を行うことで、同協定の適正かつ効果的な運用を確保する。
- 3 RCEP 協定については、令和 2 年 11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において発出された「地域的な包括

的経済連携（RCEP）に係る共同首脳声明」を踏まえ、早期発効及び履行の確保を目指すとともに、インドについても、令和2年11月に発出した「インドの地域的な包括的経済連携（RCEP）への参加に係る閣僚宣言」に基づき、RCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

- 4 その他、多国間及び二国間の交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11協定については、令和3年のTPP委員会の議長国を務め、6月に第4回TPP委員会（閣僚級のテレビ会議形式）を開催し、英国の加入手続開始と英国の加入を交渉するための作業部会（AWG）の設置を決定した。9月には第5回TPP委員会（閣僚級のテレビ会議形式）を開催し、電子商取引小委員会を新たに設置する委員会決定を採択したほか、協定各章の規定の着実な実施のために順次開催された、物品貿易、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、競争力及びビジネス円滑化等17の小委員会（各国専門家（日本からは関係省庁担当官）レベル）等の取組について確認した。日本は、未締結国（チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー）に対し、TPP委員会や二国間でのやり取り等を通じて早期締結に向けた働きかけを行い、9月にペルーについて本協定が発効した。また、日本は、英国のAWGの議長として、9月から開始したAWG第1回会合において、英国からTPP11協定の義務を遵守するための同国の取組等を聴取し、英国の義務の遵守等の状況についてTPP11参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルで議論・検討を行った。令和4年2月、締約国間でAWG第1回会合を終了する旨を締約国間で合意し、市場アクセスを含む包括的な交渉のプロセスに入ることとなった。
- 2 日EU・EPAについては令和4年3月に合同委員会第3回会合を実施し、同協定の着実な履行を確保するための議論を行った。令和4年2月に、日EU相互で新たに28件ずつ地理的表示（GI）を保護することとなる協定附属書14-Bの改正が発効した。データの自由な流通に関する規定を本協定に含める必要性については、事務レベルで予備的協議を実施した上で第3回合同委員会において、双方の立場を認識し、引き続き正式交渉開始に向けて協議を継続することが確認された。また、日EU・EPA政府調達に関する専門委員会第3回会合（12月）、日EU・EPA貿易及び持続可能な開発（TSD）に関する専門委員会第3回会合（令和4年1月）等の専門委員会・作業部会の第3回会合を実施した。日英包括的経済連携協定（日英EPA）については、令和4年2月に、協定発効後初となる合同委員会第1回会合を東京において対面で開催し、協定の運用状況の確認や日英間の貿易を一層促進するための議論を行った。また、本協定で初めて設けられた章である日英EPA貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第1回会合（10月）のほか、貿易及び持続可能な開発、物品の貿易、政府調達等に係る各専門委員会の第1回会合を実施した。
- 3 RCEP協定については、日本は、4月に国内手続きを完了し、6月に受諾書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託した。11月2日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、令和4年1月1日にこれらの国についてRCEP協定が発効した。また、韓国については令和4年2月1日、マレーシアについては令和4年3月18日に同協定が発効した。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。8月及び令和4年3月の日トルコ外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、日フィリピンEPA、TPP11、日EU・EPA及び日英EPAについて、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和3年度を通じて計40回開催した。AJCEP協定については、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書について、未締結であったフィリピン（5月）及びマレーシア（6月）、さらにインドネシア（令和4年2月）についても新たに発効し、これをもって全ての構成国について効力が発生することとなった。

令和4年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。令和3年9月に提出された中国及び台湾、12月に提出されたエクアドルの加入申請への対応に

については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていのかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

- 2 発効から3年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催および当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性の再評価や、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から1年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の第2回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の完全な履行の確保にしっかりと取り組みつつ、協定のルールの更なる改善・向上に向け、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場が急速に拡大している中、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、既存の協定の着実な実施と現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本が自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮し、日本が TPP11 協定及び日 EU・EPA 等の着実な実施、RCEP 協定の完全な履行の確保、及びその他の経済連携協定交渉に取り組むことは、相手国・地域との間で貿易・投資の更なる促進という経済的な観点のみならず、共通のルールの設定や経済関係の深化によって、相手国との二国間関係の強化や、ルールに基づく自由で開かれた秩序の構築及びそれに基づく地域や世界の平和と繁栄の確保にも資するという外交的・戦略的な観点からも極めて重要である。

測定指標 1－3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
①共同研究が終了した数		①：0	①：0	①：0
②交渉会合開催数		②：10	②：1	②：5
③交渉が妥結した数		③：1	③：0	③：1
④署名した数	—	④：1	④：0	④：1
⑤発効した数		⑤：1	⑤：1	⑤：0
⑥委員会等開催回数		⑥：40	⑥：45	⑥：45

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

平成13年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、令和4年3月までに24か国・地域との間で EPA/FTA を署名・発効済みである。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、交渉中の EPA は、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていることや、新型コロナウイルスの影響により交渉会合の開催が引き続き影響を受けていること、また、新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)

(財務省貿易統計 HP より引用)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
①輸出額	①69.5	①85.9
②輸入額	②68.2	②91.3

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
① 多角的自由貿易体制の維持・強化 (平成7年度)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。				1-1
	88 (88)	110 (27)	55 (19)	14	
② 経済連携協定 (平成15年度)	EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	298 (201)	296 (47)	216 (37)	228	
③ 政府調達 手続に関する説明会 (*)	平成26年3月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				—
	0.6 (0.5)	0.7 (0.2)	0.7 (0.8)	0.9	
④ 世界税関 機構(WCO) 拠 出金 (*)	世界税関機構が執行するプロジェクトに対して拠出し、本拠出金を通じ、税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化し、多角的貿易体制の維持強化に寄与する。				1-1
	88 (88)	170 (170)	0 (0)	0	
⑤ 世界貿易 機関(WTO) 分 担金 (平成7年 度)	我が国は、WTO設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。				1-1
	914 (914)	869 (869)	859 (859)	883	
⑥ 世界貿易 機関(WTO) 事 務局拠出金 (平成7年 度)	WTO加盟国の約3分の2を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解の下、より積極的に交渉へ参加することを促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。				1-1
	14 (14)	18 (18)	18 (18)	19	
⑦ 国際貿易 センター (ITC) 拠出金 (平成7年	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及び国連貿易開発会議(UNCTAD)の下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富				1-1

度)	であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。 我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ、特に女性を中心に開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に、多角的貿易体制の強化に貢献する。				
	4 (4)	3 (3)	7 (7)	7	
⑧ 国際貿易センター (ITC) 拠出金 (任意拠出金) (平成 28 年度)	本拠出金は、IT活用を含む職業訓練を通じて所得機会を創出することにより社会経済的自立行動を促す内容の社会安定化事業の実施に充てられる。 本拠出を通じ、社会安定化に貢献し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献する。	1-1			
	20 (20)	132 (132)	52 (52)	0	
⑨ 拡大統合フレームワーク (EIF) 信託基金拠出金 (令和元年度)	拡大統合フレームワーク (EIF: Enhanced Integrated Framework) は、後発開発途上国 (LDC) に特化して貿易分野でのキャパシティ・ビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。 本拠出をもって、WTOにおけるキャパシティ格差の是正及び我が国が目指す貿易自由化の実現に寄与する。	1-1			
	13 (13)	9 (9)	0 (0)	0	
⑩ 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 事務局拠出金 (令和 4 年度)	RCEP 協定は、同協定の実施及び運用に関する問題を検討すること等を任務とする RCEP 合同委員会とともに、同合同委員会及びその補助機関の事務局業務を行い、技術的支援を提供する RCEP 事務局を設置することとしている。日本は、RCEP 署名国・締約国として、同事務局の運営について応分の負担を負う。 RCEP 事務局へ拠出することを通じて、同事務局の活動に貢献することは、協定の円滑な履行を確保し、地域の自由貿易体制を維持・強化することに寄与する。	1-2 1-3			
	—	—	—	5	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月 17 日改訂）
第 3 章 具体的施策集
- ・成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援
12.（7）対日直接投資の促進
14.（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
14.（3）i）インフラシステム海外展開
- ・知的財産推進計画 2021（令和 3 年 7 月 13 日 知的財産戦略本部決定）

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。

令和 3 年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 令和 3 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に、令和 3 年から 5 年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定し、令和 7 年のインフラシステム受注約 34 兆円を成果目標とした。その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラ

アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和3年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、弁護士等を活用する在外公館及び体制を増強し、オンラインも活用して、中小・零細を含む日本企業に現地の法令・法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に経済活動を継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在瀋陽総領事館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和2年度に引き続き開催を見送った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下、新戦略）の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスの年間目標10件については、令和2年3件（菅総理大臣：インドネシア（地下鉄MRT南北線他）、ベトナム（医療物資や自動車部品の生産拠点多元化）、安倍総理大臣：サウジアラビア（産業多角化や都市開発等）、平成25（2013）－令和2（2020）年の累計で217件になった。また、効果KPIである令和7（2025）年までのインフラシステム受注額約34兆円の目標については平成30年に25兆円、令和元年に27兆円であったが、令和2年は推計25兆円に到達した。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（12月末時点で75か国、199名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（13公館）を配置しており、コロナの影響が続き活動が難しい中、オンライン会議等も活用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラプロジェクト専門官向けに環境インフラ・オンライン研修を令和4年1月に実施した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和3年度は、新たに2か国（シンガポール及び米国）が規制を撤廃し、これまでに計41か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和4年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆2,385億円、前年度比25.6%増）に貢献した。
- 4 13か国19公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、年2回程度のセミナーや月1回程度の無料個別相談会を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（令和2年度は11か国17公館）。コロナの影響を考慮し、個別相談やセミナーの実施にオンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館は在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。欧州での新型コロナウイルス感染症の流行が顕著であったため、セミナーは開催できなかったものの、5月の日英外相戦略対話では、茂木外務大臣から、英国のEU離脱に際して日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠であると発言する等、閣僚間レベルで日系企業支援を求めてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の拡大も収束してきており、令和4年度はセミナーを開催し、企業との意見交換をより積極的に行う予定である。

令和4年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な

取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。「日本企業支援担当官会議」については、オンライン開催も含め検討する。
- 2 政府は令和2年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2025」では令和7年のインフラシステム受注額として約34兆円を目標としており、その実現のために令和3年6月に定められた「新戦略の着実な推進に向けた取組方針」や分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの多層化された行動KPIの達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、令和4年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英EU間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラシステム海外展開促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

インフラ海外展開に係る行動KPIの多層化は、改訂した令和3年6月を起点として12月までの在外公館における実績を参考値として集計予定で、まずはトップセールスのフォローアップの実態を把握する。（以降は1月—12月の実績値を集計予定）。インフラアドバイザーについては、令和3年度比予算減少（9件→8件）となる見込みであるものの、希望する在外公館に出来るだけ多く契約できるよう調整する予定である。

農林水産物の輸出額目標に関しては、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）年までに2兆円、令和12年までに5兆円という輸出額目標が設定されており、同目標を念頭に取組を進める必要がある。

・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援

14.（3）i）インフラシステム海外展開

英国のEU離脱や北アイルランド情勢は、現地日系企業を取り巻く貿易投資環境に、これからも影響を与えていくことが想定される。発効から1年が経過した日英EPAに基づき、これからも英国及びEUで活動する日系企業への情報提供や要望調査を行っていくことは、我が国の自由貿易推進の観点から重要である。

測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（一年度）

投資関連協定については、平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において100か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点か

ら投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

令和3年度目標

1 現在交渉中の16本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」（注）における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

（注）平成28年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の実業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

1 16の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日・ジョージア投資協定が7月に発効したほか、投資に係る規定を含むRCEP協定が令和4年1月に発効した。令和4年2月には、日・バーレーン投資協定について実質合意に至った。令和4年3月末現在、発効済の投資関連協定51本と署名済・未発効の3本を合わせると79の国・地域をカバーし、交渉中（実質合意に至ったが未署名の日・バーレーン投資協定を含む）の19本（投資協定16本、EPA3本）が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションをはじめ、ジェトロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和3年度の活動実績は650件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会（12月、フィリップス社）に外務省も同席し、相談内容へのサポートを行った。

令和4年3月、対日直接投資促進に向けて、特にグリーンエネルギー分野への対日直接投資の一層の呼び込みを目的として、外務省主催にて「グリーンエネルギー最前線 革新的環境イノベーションとしての洋上風力、水素と地方創生」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」（オンライン形式）を開催した。

令和4年度目標

1 現在交渉中の16本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す。交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国と

の交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- 1 投資関連協定の締結促進は、海外における我が国投資家の適切な保護の確保や、他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等を通じ、我が国企業のグローバル・ビジネスの展開にも寄与するものであるため。

令和4年3月末現在で、発効済及び署名済・未発効の投資関連協定で79の国・地域をカバーし、現在交渉中の19本（投資協定16本及びEPA3本）の投資関連協定が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。

- 2 対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。令和3年に策定された対日直接投資促進戦略における政府目標（対日直接投資残高を令和12（2030）年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを旨とする）の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、引き続き対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（一年度）

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

令和3年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO貿易関連知的財産権（TRIPS）理事会（4、6、7、10、11、12月、令和4年2月及び3月）、世界知的財産権機関（WIPO）加盟国総会（10月）、APEC知的財産権専門家会合（IPEG）（10月及び令和4年2月）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。
- 2 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の国会審議等においては、知的財産章についてWTO/TRIPS協定を上回る内容に係る説明を行い、同協定は令和4年1月に発効した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP）への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、ハイレベルの対話の場を活用し働きかけを行った。
- 3 11月に中南米地域で、令和4年2月に中東・アフリカ地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議をオンライン形式で開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和4年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産保護を図っていくことが重要である。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

- ・知的財産推進計画 2021（令和3年7月13日）

参考指標1：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	68,526	58,635 (令和4年8月22日時点)

参考指標2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	192	45 (令和4年8月22日現在)

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標	
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
①海外の日本企業支援 (*)	本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。 インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。 各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制				2-1	

	度について情報提供やアドバイスを行う。 上記の手段によって、インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。				
	66 (53)	65 (47)	61 (47)	66	
②知的財産権侵害対策 (平成 18 年度)	知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知的財産担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。 これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができると、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。			2-3	
	13 (8)	13 (9)	13 (8)	12	
③対日直接投資支援経費 (平成 28 年度)	対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。 これにより国内投資環境を整備・改善していく。			2-2	
	2 (0.1)	1.9 (0.8)	2 (1.2)	2.2	
④英国のEU離脱に係る日系企業支援 (平成 28 年度)	英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業の経済活動が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に継続できるよう必要な取組を進める。 これにより日系企業の英国及びEUにおける経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。			2-1	
	16 (0.9)	12.4 (3.4)	10 (0.1)	4.90	
⑤対外投資の戦略的な支援 (平成 20 年度)	投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 投資関連協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。			2-2	
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日 閣議決定）
第3章 5.（4）持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献
- ・ 成長戦略実行計画（令和2年7月17日 閣議決定）
第7章 1. エネルギー・環境
- ・ 国家安全保障戦略（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定）
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第204回国会外交演説（令和3年1月18日）
- ・ 鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和2年10月13日 閣議決定）
- ・ 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日、閣議決定）
- ・ 第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

令和3年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む令和元年の第27回閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産油国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
 - (3) エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和2年から交渉が開始されたECT近代化交渉については、令和3年はテキストベースでの本格的な交渉が行われる予定であるところ、我が国として、各国の事情に合わせながら、エネルギー安全保障を確保し、あらゆる選択肢を追求しつつ、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に貢献していく。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA関係の維持・強化を図る。
 - (5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、令和3年度も、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源をめぐる国際情勢に係る情報収集・分析を行い、我が国の資源安全保障確保に資する取組とする。
- 3 福島県内の水素関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEAにおいては、令和3年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成31年1月から大江駐イタリア大使（前経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部特命全権大使）が理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。

5月に、鷲尾外務副大臣が重要鉱物資源の役割に関する報告書発表に際するウェビナーへ出席し、パリ協定の目標達成には加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルール必要性を呼びかけた。また、この分野における官民一体となった議論の活性化を呼びかけるとともに、我が国としても積極的な提案を行っていく考えを表明した。

また、9月には、鷲尾外務副大臣はIEAとオマーン政府との共催で開催された「中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話」に参加した。本会合は、我が国がIEAに対し約5百万ユーロの任意拠出を供与し、中東・北アフリカ諸国を含む産油国や新興国に対するエネルギー転換を支援するプロジェクト推進の一環として開催された。鷲尾外務副大臣は、世界が脱炭素化に向けた取り組みを加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であることを強調した。この点において、豊富な地下資源や太陽光に恵まれるなど高い再エネポテンシャルを有する中東・北アフリカ諸国は我が国にとって重要なパートナーであり、水素やアンモニアといった新たなエネルギー源の開発と実用化に向けて協力し、世界の脱炭素化を共にリードしていく旨述べた。

令和4年3月に実施された第28回閣僚理事会には、小田原外務副大臣が参加し、ウクライナ情勢を受けて改めて重要性が認識されたエネルギーの安全保障強化について、積極的に議論に参加した。閣僚共同コミュニケのほか、ウクライナ及び世界のエネルギー供給の安全性を高めるための協調を呼びかける加盟国声明が発出された。また、IEAとの間では、ピロル事務局長と経済局長の間の定期的なオンライン協議や、事務レベルの協議など、緊密な意見交換を行い、エネルギー市場の安定化に向けた協力を強化している。

(2) IEFにおいては、令和4年2月に行われたIEA、IEF及びOPEC共催によるエネルギー見通しに関する第12回シンポジウム（12th IEA IEF OPEC Symposium on Energy Outlooks）にエネルギーの長期展望をテーマとするセッションにパネリストとして参加した。また、7月に鷲尾外務副大臣がイタリアで開催されたG20エネルギー・気候合同大臣会合の機会を捉えて、マクモニグルIEF事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本のIEFに対する貢献への謝意が述べられた。その後も11月及び令和4年2月に経済局長がマクモニグル事務局長との間で原油価格高騰を受けた意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。

(3) ECTにおいては、近代化交渉に注力し、12月にオンライン形式で開催されたエネルギー憲章会議第32回会合に正木EU代表部大使が出席して、現在行われているECTの近代化交渉に積極的に貢献していく旨述べた。また、9月にエネルギー憲章事務局副事務局長に日本人として初めて廣瀬敦子氏が就任し、ECTの運営の強化への貢献が期待される。

(4) IRENAについては、我が国は理事会議長国に就任し、鷲尾外務副大臣が5月に開催された第21回理事会の議長を務めた。また、7月にイタリアで開催されたG20エネルギー・気候合同大臣会合の機会に、鷲尾外務副大臣はラカメラIRENA事務局長との意見交換を行い、ラカメラ事務局長からは、我が国がIRENA理事会議長を務めていることへの謝意並びにこれまでの日本からの支援及び日本の再生可能エネルギーの積極的な導入に対する評価が示された。令和4年1月の第12回総会には

小田原外務副大臣が出席し、現実的な世界のエネルギー転換を進めるには、各国で異なるアプローチが必要である旨強調しつつ、IRENA と協力の柱として、第1に、エネルギー需給バランスを最適化するための技術とノウハウの普及、第2に、水素・アンモニア等の活用とその国際サプライチェーンの構築、第3に再生可能エネルギー推進に不可欠な重要鉱物資源のサプライチェーンにおける透明かつ公正なガバナンスの確保を示した。令和4年3月に外務省が主催した「グローバル・ビジネス・セミナー」では、ラカメラ事務局長が基調講演を行い、セミナーの席上、三宅外務大臣政務官とラカメラ事務局長は重要鉱物資源のサプライチェーンにかかる意見交換を行った。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。

2 令和3年度の開催につき、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなった。

3 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、対面によるツアー実施により事業の効果が得られるため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施時期を検討していたが、オミクロン株の急拡大やウクライナ情勢により事業実施が困難となったため、令和4年度に繰り越すこととなった。

4 日本経済団体連合会の後援の下、令和3年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を令和4年3月下旬にオンラインで開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度（4月27日）に繰り越すこととなった。

5 原油価格高騰を受けた対応

コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇し、エネルギー市場の安定化のため、首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業への働きかけを政府一丸となって実施した。また、IEAやG7の場を活用して、主要な消費国との連携を一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行ったほか、石油・天然ガスとの金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開した。

令和4年度目標

1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協りに積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

(1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマンドートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。

(2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産出国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。

(3) エネルギー憲章条約（ECT）では、近代化交渉を加速し、年内合意を目指す。

(4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）、また近年注目を集めているエネルギー転換に必要なコバルトやニッケル、銅等の重要鉱物資源の安定的な確保などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA関係の維持・強化を図る。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催する。

3 ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなったアジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を4月に開催し、ウクラ

イナ情勢を受けてエネルギーの地政学リスクが指摘される中、日本及びアジアのエネルギー安全保障についての意見交換や啓発機会とする。

- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国のエネルギー鉱物資源の安定供給の確保、世界全体としての資源・エネルギー安全保障の強化のため、引き続き国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、省内関係課室と連携し、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

令和3年度目標

- 1 国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。
特にFAOについては、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。
- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1（1）FAO

理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特にFAOの組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。理事会（4月、6月、11月開催）及び各種委員会への出席等を通じて、FAOの政策立案や組織運営に積極的かつ主体的に参加するとともに、FAOが令和4～12（2022-2030）年の戦略的枠組みとして掲げる「科学イノベーション戦略」においては、我が国として「知的財産権の保護及びデータプロテクション」の重要性を継続的に主張した。令和元年の事務局長選挙時の不透明な運営を始めとしたFAOのガバナンス問題を認識しており、投票行動規範の作成を継続して主張する等ルールメイキングプロセスに関与するとともに、公平で、透明性のある組織運営を事務局に求めた。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保しており、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAOとの関係強化において、令和3年度の任意拠出金として約3億円を確保し、脆弱な地域への食料関連の支援を行った。また、令和4年2月、林外務大臣はFAO駐日連絡事務所長の表敬を受け、世界及び日本の食料安全保障の強化に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。加えて、10月に行われたFAO駐日連絡事務所「世界食料デー」のイベントへの後援、外務省幹部の出席を通じて、日本国内におけるFAOの活動や成果の認知拡大を行い、邦人職員の増強の取組も継続した。

（2）IGC

理事会をはじめとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、国際穀物規約の延長（令和5年6月30日まで）及び事務局長の任期延長への対応を行った。さらに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、令和4年2月のロシアに

よるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会をはじめとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加するとともに、ICO 事務局長選挙への対応により、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。ICO の取組に対し、令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月で計 24 回開催された協定改正ワーキンググループ会合及び起草グループ会合を通じて、コーヒーの安定供給に向けた我が国の立場を反映するべく働きかけを継続して行った。

(4) 6 月、イタリア（バーリ、マテラ及び布林ディジ）にて G20 外務・開発大臣会合が開催され、茂木外務大臣が出席し、「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が発表された。茂木外務大臣からは、世界の飢餓人口が増加する一方で、これを養える量の食料が廃棄されている現状を指摘しつつ、かかる食料をめぐる格差を埋め、飢餓のない世界を実現するためには、①イノベーションの促進による農業生産性向上、②強靱な流通網の整備、③円滑な国際貿易の実現、に焦点を当てた取組が重要である旨指摘した。

(5) 9 月には「国連食料システムサミット」がオンラインで開催され、菅義偉内閣総理大臣がビデオメッセージの形式で出席した。本サミットは、食料の生産や流通、消費などの一連の過程からなる「食料システム」の変革を通じた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復及び令和 12（2030）年までの SDGs 達成を目的として、グテーレス国連事務総長の呼びかけにより初めて開催された。

菅総理大臣は、我が国は、①イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、②恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの 3 点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいく旨発言した。

2 令和 4 年 3 月には、小田原副大臣の出席の下、食料安全保障シンポジウム「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界の食料安全保障」をオンライン形式で開催した。同シンポジウムは、世界的な穀物生産地であるロシアとウクライナの情勢が食料問題に与える多面的な影響に焦点を当て、様々な分野のパネリストとの議論を通じ、世界と日本の食料安全保障への理解を深めることを目的とし、在京大使館、政府関係者、企業関係者、大学関係者、報道関係者等、国内外から約 380 名の参加があった。小田原副大臣の開会挨拶、FAO 本部マキシモ・トレロチーフエコノミスト及び資源・食糧問題研究所から柴田明夫代表による基調講演が行われ、ウクライナ情勢を受けて明らかとなった食料安全保障上の課題を説明した上で、日本や世界が取るべき政策、中長期的な戦略の必要性等の提言が述べられた。

また、パネルディスカッションを通して、ウクライナ情勢が地政学的な観点から食料安全保障に与える影響や必要な外交政策やビジネス界や消費者の観点から、社会や日常生活で身近に顕在化している食料安全保障への影響について意見を交わした。

令和 4 年度目標

1 国連食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 3 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化するとともに食料安全保障に関する現状と今後の見通しなどについての資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに情報発信を行う。また、セミナーやシンポジウムなどをおして日本及び世界における食料安全保障の重要性の啓蒙、また理解を深める機会を提供する。

3 食料安全保障に係る包括的且つ多面的なリスクを認識し、リスクに備える政策立案及び課題解決のための方針立案に資する考察と評価を作成する。具体的には長期化する新型コロナウイルスからの経済回復、また、令和 4 年 2 月下旬のロシアのウクライナ侵略による食料安全保障への影響も考慮していく。また、FAO を通じたウクライナ及び周辺諸国への農業生産回復等を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

食料・農業分野における国連専門機関である FAO や、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている IGC 等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

また、ロシアによるウクライナ侵略は両国が主要穀物の生産輸出国であることから食料安全保障に与える影響への懸念が大きく、国際的な価格動向や貿易措置等の動向を注視することは意義がある。

測定指標 3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（一年度）

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

令和3年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMO での IUU 漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU 漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結国に対して早期の参加・締結を呼び掛けるとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における議論に積極的に参加し、科学的根拠に基づいた総漁獲量（TAC）の増加を始めとした資源管理措置の策定に貢献した。太平洋クロマグロについては、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえて漁獲枠の増枠を提案し、議論を主導した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択された。サンマについては、令和2年度の北太平洋漁業委員会（NPFC）の年次会合で漁獲枠40%削減措置が合意されたが、令和3年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、次回会合に向けてサンマの保存管理措置を更に強化するための方策について検討を行った。このほか、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の年次会合等に参加し、我が国の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。
- 2 令和元（2019）年に再開した捕鯨について、令和3年度も、日本の方針を関係国に対して丁寧に説明し理解を求めるとともに、当該方針に基づいて、国際的な資源管理に貢献した結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。4月から5月にかけてオンラインで開催された IWC 科学委員会にオブザーバーとして参加し、日本が実施した科学調査の結果や分析、商業捕鯨による捕獲情報などを提供した。また、IWC との共同目視調査（IWC-POWER）への支援や北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）への情報提供を行った。これらの取組を通じ、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に貢献した。
- 3 ニホンウナギについては、7月の日本主導の非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、科学者会合の定期的開催を、韓国及び台湾と共に確認した。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いを推進するため、我が国はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、東アジアサミット的首脳レベルの成果文書や、5月の第27回日EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性を確認した。また、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）への加入を促すべく、第76回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定については、5月に全署名国・地域が批准書等の寄託を了し、6月に協定が発効した。発効後は、手続規則の作成に向けた議論に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和4年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する海外の動きを把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

漁業分野での国際協力を推進し、我が国への漁業資源の安定的な供給を確保するためには、海洋生物資源を持続的に利用すべく各国と協力して適切な保存管理措置を設定し、以て我が国の権益を確保する必要がある、これらに係る取組は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、地域漁業管理機関（RFMO）等の国際的な場における議論、科学的根拠に基づいた鯨類の資源管理への貢献、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に向けた国際的な連携等に係る取組が施策の進捗を図る上で重要であるため。

参考指標1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	57	75

参考指標2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	18	17

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	

<p>① 資源問題への対応 (平成 21 年度)</p>	<p>在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から 15 か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。</p>	<p>3-1</p>			
	<p>4 (4.7)</p>	<p>4.4 (0.1)</p>	<p>4 (0)</p>	<p>3.9</p>	
<p>② 国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)</p>	<p>国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO 及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。</p>	<p>3-2</p>			
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)</p>	<p>地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。</p>	<p>3-3</p>			
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>④ 鯨類の持続可能な利用に関するセミナー (平成 16 年度)</p>	<p>世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが根強く残る中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。</p>	<p>3-3</p>			
	<p>3 (1.8)</p>	<p>3 (0)</p>	<p>2.4 (0.02)</p>	<p>2.5</p>	
<p>⑤ アジア・エネルギー安全保障セミナー (平成 13 年度)</p>	<p>アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。</p>	<p>3-1</p>			
	<p>5 (0.4)</p>	<p>4.4 (1.9)</p>	<p>4.7 (0)</p>	<p>5.0</p>	
<p>⑥ 捕鯨問題に係る委託調査 (平成 26 年度)</p>	<p>IWCからの脱退に伴い、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、捕鯨業の円滑な実施を図る。</p>	<p>3-3</p>			

	4 (3)	3.2 (0)	3.2 (2.4)	6.8	
⑦在京外交 団等による 国内エネル ギー関連施 設視察 (平成 29 年 度)	0.7 (0.8)	0.7 (0)	0.9 (0)	0.9	3-1
⑧捕鯨問題 に関する理 解促進のた めの事業 (平成 29 年 度)	3.9 (1.4)	3.8 (0)	3.8 (2.6)	3.9	3-3
⑨アジア太 平洋地域の IUU 漁業対策 に関する協 議 (平成 28 年 度)	1.5 (0.9)	1.4 (0)	1.1 (0)	3.9	3-3
⑩日・FAO 年 次戦略協議 及び日・FAO 関係強化に 要する経費 (平成 30 年 度)	2.3 (0.9)	2.9 (2)	2.8 (1.9)	2.9	3-2
⑪紛争解決 に関する関 係者との協 議 (令和元年 度)	79.6 (22.7)	37.2 (8.9)	36.4 (0)	24.9	3-3
⑫食料安全 保障に関す るワークシ ョップ開催 に要する経 費 (令和元年 度)	2 (0.8)	1 (0)	0.7 (0)	0.7	3-2
⑬国際連合 食糧農業機 関 (FAO) 分担 金 (昭和 27 年 度)					3-2

	るとともに、FAOの最高意思決定機関である総会を始め、理事会、各種委員会等の運営組織へ積極的に参加し、さらにFAOとの定期的な政策協議(「日・FAO年次戦略協議」)や日本人職員増強に向けた取組などを通じて、FAOの効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより食料安全保障の強化に努める。				
	5,270 (5,270)	4,533 (4,533)	4,455 (4,455)	4,567	
⑭ 経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金(昭和50年度)	本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、非メンバー国との協力、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEA閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	380 (380)	361 (361)	355 (355)	375
⑮ エネルギー憲章条約(ECT)分担金(平成8年度)	本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、エネルギー憲章会議を含むECT関連会合への積極的な参画等により、我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、また、エネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。	117 (117)	103 (103)	102 (102)	108
⑯ 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金(平成22年度)	本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策立案・実施上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援することで、再生可能エネルギー促進を目指す我が国の積極的な姿勢を世界に示すとともに、我が国の再生可能エネルギー関連インフラ輸出の推進及び国際的なエネルギー安全保障の向上に寄与する。	25 (24)	25 (22)	21 (20)	21
⑰ 国際穀物理事会(IGC)分担金(平成7年度)	IGCは「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量(生育状況を含む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、理事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。	20 (18)	17 (17)	17 (16)	18
⑱ 国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金(平成15年度)	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(国際機関共同データイニシアティブ(JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEF閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	10 (10)	9 (9)	9 (9)	8
⑲ 国際連合	本拠出金は自然災害、紛争、貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めと				3-2

食糧農業機関 (FAO) 拠出金 (昭和 27 年度)	する、緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し、FAO との連携により、訓練、資材供与、インフラ整備等の支援を実施するために使用される。 我が国は本拠出金を通じ、支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し、もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。				
	476 (476)	1,875 (1,875)	332 (332)	0	
⑩ 経済協力開発機構国際エネルギー機関 (IEA) 拠出金 (昭和 50 年度)	中東産油国等にコロナ禍以降の世界経済に最適化したエネルギー転換を促すための能力構築支援を行い、日本の強みである省エネ及び再エネ・水素関連企業の海外展開を後押しする。 我が国は、本拠出を通じ、世界のエネルギー安全保障の強化に寄与するとともに、世界的な投資がグリーン分野に移行する活力を効果的に活用して日本の省エネ・再エネ関連企業の海外展開及び成長を促し、そのことを通じて、我が国のグリーン社会実現を推進する。				3-1
	0 (0)	626 (626)	221 (221)	0	
⑪ 食料システムサミットに要する経費 (令和 3 年度)	令和 3 年 9 月に、国連主催により、ニューヨークにて食料システムをテーマとした首脳会合が開催され、国連事務総長のリーダーシップの下、各国ハイレベルに加え民間企業、金融機関、市民団体などが参加した。食の流通、貿易、資源管理、気候変動等、幅広いテーマのほか、新型コロナウイルスの拡大の影響による世界の食料供給の途絶や栄養状況の悪化への対応も主要議題に含まれた。本経費は同会合への参加、日本の農産品・食料に関する情報発信を行うために用いられたもの。 我が国は、食料輸入大国として、世界における食料安全保障のあり方に係る議論をリードし、世界の食料システムの強化に対する我が国の立場の発信を通じて、世界及び我が国の食料安全保障の向上を図る。				3-2
	-	-	20 (4)	0	
⑫ 重要鉱物資源の安定的確保に関する調査に必要な経費 (新規) (令和 4 年度)	①外部業者へ委託し、各国の重要鉱物利用の実態や供給源の多角化への方策、また右の我が国への影響等に関する情報収集、調査・分析を行う。 ②調査結果を受けたフォローアップとして、本省からの出張及び在外公館との連携、及び経済産業省等の関係省庁とも協議を行ったうえで、上記の調査で得られた情報をもとに本省及び在外公館から重点国の現地政府・進出企業等への働きかけを行う。 ③更に国際機関とも連携してマルチの場での資源安全保障策を提案する。 これらの取組を通じ、我が国の重要鉱物資源の安定供給に係る問題点・地域を洗い出し、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。				3-1
	-	-	-	6	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
- ・ 第204回国会所信表明演説（令和3年1月18日）
- ・ 第205回国会所信表明演説（令和3年10月8日）
- ・ 第208回国会所信表明演説（令和4年1月17日）
- ・ 第208回国会所信表明演説（令和4年4月1日）
- ・ 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和2年12月21日 閣議決定）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（--年度）

G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナからの「よりよい回復」に向け、これまで以上にG7としての結束が重視される中、英国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。
- 2 イタリア議長国下のG20サミットの成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月11日から13日まで、英国でG7コーンウォール・サミットが開催され、我が国から菅総理大臣が出席した。新型コロナの世界的拡大以後、初めて対面で開催されたG7サミットであり、G7として協力して新型コロナに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致した。議長のジョンソン英国首相が掲げた「より良い回復」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われたほか、現下の新型コロナ対応を含む国際保健、気候・自然、開かれた社会に関する議論については、アウトリーチ国や国際機関からの参加も得た。三日間の議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び附属文書等が発出された。菅総理大臣は、一部のセッションでリード・スピーカーを務めるなど、特に新型コロナ対策・国際保健、世界経済・自由貿易、気候変動、地域情勢といった重要課題について、積極的にG7の議論に貢献し、首脳間の率直な議論をリードした。

また、8月15日のカブール陥落を受け、アフガニスタン情勢に関して、8月19日のG7外務・開発大臣会合（茂木外務大臣出席）、同月24日のG7首脳テレビ会議（菅総理大臣出席）を急遽開催し、議論を行い、国際社会が連携して、タリバーンに一致したメッセージを呼びかけていく重要性を確認した。

加えて、コーンウォール・サミットでの議論を踏まえ、12月3日にG7首脳は「インフラ及び投資に関するG7首脳声明」を発出し、開発途上国のインフラ需要を満たし、世界のより良い回復を図るため、G7としてインフラ投資に関する協力を強化していく決意を改めて表明し、今後の方針を示した。

G7英国議長下では、首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（於：英国・ロンドン、茂木外務大臣出席）と12月11日から12日まで（於：英国・リバプール、林外務大臣出席）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナ対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

令和4（2022）年のドイツ議長国下では、2月24日にG7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会合後、ドイツ議長国下での優先事項全体に関するG7首脳声明に加え、同日に始まったロシアのウクライナ侵略を受け、「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明」が発出された。続く3月11日には、ロシアに対する制裁措置を中心とする内容のG7首脳声明が発出された。さらに、3月24日にはG7首脳会合（於：ベルギー・ブリュッセル）が行われ、岸田総理大臣が出席し、ウクライナ情勢に関する議論を行い、G7首脳声明が発出された。ウクライナ情勢をめぐることは、外相を始めとする関係閣僚も累次にわたり会合の開催、声明の発出を行うなど機動的に対応している。こうした首脳・閣僚レベルの動きを含め、我が国はG7との間で極めて緊密に連携しながら、ロシアのウクライナ侵略を受けた対応を進めた。

- 2 10月30日及び31日、G20ローマ・サミットが開催され、我が国から岸田総理大臣がオンラインで出席した。同会合では、議長国イタリアが掲げた「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアにて開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

加えてアフガニスタン情勢について、9月22日のG20臨時外相会合（於：米国・ニューヨーク 茂木外務大臣出席）、10月12日のG20首脳テレビ会議（岸田総理大臣出席）において議論を行った。

令和4年度目標

- 1 ドイツ議長国下のG7サミットやG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。また、令和5年に日本が議長国を引き継いだ後は、同年日本で開催予定のG7サミットに向けて、G7の議論を主導する。
- 2 インドネシア議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要先進国7カ国及びEUが参加するG7において、国際社会の主要課題に対してG7各国と連携して世界を主導することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で必要不可欠であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、「国際経済協調の第一のフォーラム」と呼ばれるG20において、経済や開発等の諸課題に関して日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

令和3年度目標

- 1 令和3年 OECD 閣僚理事会において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム (SEARP) を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合の到達目標を、直近過去5年間の最高の水準 (4.64%、JPO を含む) とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年の OECD 閣僚理事会は2回に分けて実施され、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、第1部 (5月31日及び6月1日) はオンライン形式で議論が行われ、西村経済財政政策担当大臣及び鷺尾外務副大臣が参加した。第2部 (10月5、6日) は、同テーマにて、2年ぶりに OECD 本部 (パリ) で対面 (一部参加者はオンライン) で開催され、岡村 OECD 代表部特命全権大使他が参加し、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。閣僚理事会の議論の成果として採択された第2部の「閣僚声明」は、DFFT (信頼性のある自由なデータ流通) の推進 (個人データへのガバメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など) を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO 改革や「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。
- 2 東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しするため、令和3年度においても OECD 東南アジア地域プログラム (SEARP) を引き続き推進した。5月には、SEARP 地域フォーラムがオンライン形式で開催され、鷺尾外務副大臣が参加した。令和4年2月には、韓国及びタイの共同議長国の下、閣僚会合が韓国のソウルにおいて、対面形式及びオンラインのハイブリッド形式で開催された。閣僚会合においては、林外務大臣がビデオメッセージを發出し、我が国の経験に基づいて OECD の活動の意義について強調するとともに、OECD が東南アジア諸国が直面する課題の解決、また ASEAN の地域統合の努力に貢献できると確信している旨発信した。同月、SEARP 閣僚会合の開催に先立ち、林外務大臣は、コマン OECD 事務総長とテレビ会談を行い、令和6年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日 OECD 関係を更に強化していくことで一致した。なお、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和3年末時点で 59 に増加するとともに、マレーシアが BEPS (税源浸食及び利益移転) 防止措置実施条約に批准するなどの進展が見られた。
- 3 新型コロナウイルスの影響により、OECD 本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、OECD 東京センターが 11 月と 12 月に OECD 代表部と共催したオンライン・キャリアセミナーの開催を支援した。令和3年末時点の OECD 全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合は、3.9%となっている。

令和4年度目標

- 1 通例年に一度開催される OECD の最も重要な会合である OECD 閣僚理事会における議論も踏まえ、OECD のルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和6 (2024) 年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日本と OECD との関係を更に強化する。
- 2 SEARP の活動を通じた OECD と同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しすべく、引き続き SEARP を推進していく。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和4年度も取り組み、OECD の全職員数に占める日本人職員 (専門職以上) の割合が直近過去5年間の最高の水準 (4.64%、JPO を含む) となることを目指す。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日

本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標 4-3 APEC における諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ポゴール目標後の APEC の中長期的な方向性を示す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」の目指す、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。

令和 3 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現など）を、APEC 関連会合などを通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書や「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実現するための実施計画に反映させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を将来的に実現に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を、APEC プロジェクトの実施等も通じ、委員会・作業部会、高級実務者会合等の場で主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 3 年の APEC 議長であるニュージーランドのイニシアティブを積極的に後押しする。具体的には、ニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求において、我が国の重視する FTAAP 実現に向けた取組、デジタル経済、人間の安全保障の推進等の議論を主導する。また、令和 3 年の重要課題の一つである「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」実現のための実施計画策定に際しては、ポゴール目標の下で大阪行動指針を策定した経験を活かし、議論を積極的にリードすることで議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 6 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、3,000 枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の首脳会議では、全ての人々及び将来の世代の繁栄に向けた新型コロナからの回復について議論が行われた。岸田総理からは、日本として「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の成長に必要な重点要素として、(1) 貿易・投資、(2) イノベーションとデジタル化、(3) 包摂的で持続可能な成長について強調した。そして、議論の総括として首脳宣言及び「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択され、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に関与した。とりわけ FTAAP アジェンダの中で、アジア太平洋地域の自由貿易協定／地域貿易協定（FTA/RTA）に規定されながらも、これまで APEC が取り組んできていない国有企業（SOE）や労働に関して、規定の活用状況や課題を精査し、適切な執行に向けた能力構築の実施状況等調査を行うという内容の米国提案のプロジェクトを力強く支持し、参加エコノミーに対し、同プロジェクトの重要性を訴えた。また、5 月には、コロナ禍を受けて各国・地域において導入された投資政策を概観しつつ、サプライチェーンの強靱化の重要性及び投資関連協定が果たしうる役割につき、政府関係者、経済界及び学会の参加を得てワークショップ（テレビ会議形式）を開催した。
- 3 令和 3 年のニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求にかかる様々な議論に貢献した。具体的には、平成 24（2012）年に策定された環境物品リストの輸出入統計品目番号（HS コード）の更新、環境関連サービスの参照リストの作成等、ニュージーランドが主導する各種取組

につき、日本は知見の共有や他エコノミーの説得等を通じて積極的に支援した。また、「アオテアロア行動計画」の策定に際しては、ボゴール目標下で大阪行動指針を策定した当時の政府関係者（当省 OB 等）から議長であるニュージーランドに対して直接知見の共有を行ったほか、交渉の過程においても議論を積極的にリードすることで議長を支援した。

- 4 平成 27（2015）年に日本が提案した「2020 年までに管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画（IAP）」につき、令和 2（2020）年までの各エコノミーの実績値変動を含めた女性の管理職への参画促進に係る報告書を 12 月に作成し、同月ワークショップを開催した。この政策対話では、女性が職場でリーダーシップを発揮する際に直面する障壁について参加者の理解を深めるとともに、その障壁を克服するための官民双方のベストプラクティスに焦点を当てた対話の場を提供した。また、APEC スタディーセンタージャパン主催により、「中小企業や女性起業家によるサービス貿易参画推進」プロジェクトを実施し、10 月には本件にかかるワークショップを開催した。日本プロジェクトは、令和 3 年も引き続き、新型コロナの感染拡大に伴い、案件実施の予見が困難な状況になり、新たなプロジェクト形成も例年のようには進まず、目標値には届かなかったが、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、上記 2 件のワークショップを含む 4 件のプロジェクト（第 1 期：2 件、第 2 期：2 件）が採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受け、APEC ビジネストラベルカード発行数は 1,518 件と減少したものの、国内における審査については迅速に行った。

令和 4 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワメント、脱炭素社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、特に経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 4 年の APEC 議長であるタイのイニシアティブを積極的に後押しする。タイは、全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとることを令和 4 年の APEC の全体のテーマとして掲げており、その具体策として、新型コロナによる打撃からのバランスのとれた持続可能な経済回復を実現するため、FTAAP に関する取組の見直しを提案しているほか、自身が国家復興戦略として採用するバイオ・循環型・グリーン（BCG）経済モデルを APEC においても推進したいとの考えである。BCG 経済の概念は、日本のグリーン成長戦略と軌を一にするものであり、日本としても特にエネルギー強靱性などの分野で議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低 6 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、令和 3 年度に引き続き 3,000 枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の 6 割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。

- 1 自由貿易の促進や WTO 改革、さらに、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資やデジタル化の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、これらを始めとする我が国の立場を多国間の地域的枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。引き続き、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポストコロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める必要があるため。
- 2 次世代貿易投資課題を含めた質が高く包括的な FTAAP のアジェンダの推進は、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする経済界の期待も大きく、我が国経済にとっても極めて重要な課題であ

る。必要な能力構築のための取組を主導することで、APEC エコノミーを啓発・啓蒙し、国益に資する地域経済統合ルール形成に努めるため。

3 毎年の APEC 議長のイニシアティブを後押しし続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。

4 引き続き、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、日本プロジェクトの採択件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるが、数値目標の設定には、現在の新型コロナの影響を勘案した。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和 7 年度）

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向け、特に基本方針に掲げている 150 か国・25 国際機関の出展を目指して、参加招請活動はじめとする準備を着実に実施していく。

令和 3 年度目標

1 平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められているところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）も含め、新型コロナウイルス感染症の必要な対策を講じつつ大阪・関西万博の魅力・情報を発信する

施策の進捗状況・実績

1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。外務省内に「2025 年日本国際博覧会室」を設置し、参加招請をはじめとする大阪・関西万博に関する業務を行った。また、大阪・関西万博を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約第 12 条の規定により、我が国政府を代表する国際博覧会政府代表を任命する義務があり、2025 年日本国際博覧会の一般規則第 5 条においても、博覧会政府代表を任命することが規定されている。各国・国際機関に対する参加招請活動を早期に本格化させるという観点から、外務公務員法に基づく政府代表（非常勤）を閣議決定に基づき任命し（9 月）、各国への参加の働きかけを行った。さらに、常勤の政府代表の任命のための「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」を第 208 回国会に提出し、令和 4 年 3 月 31 日に同法が成立した。

2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて参加の働きかけを行い、目標とする 150 か国・25 国際機関の参加に対し、令和 3 年度末で 87 か国・6 国際機関からの参加表明が公表されるに至った。具体的には、日豪首脳テレビ会談後に発出された共同声明で豪州が大阪・関西万博へ参加することが言及されたほか（令和 4 年 1 月）、日パラグアイ外相会談における参加表明（11 月）等の成果があった。また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和 4 年度目標

1 平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて引き続き準備を進める。「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づく政府代表を速やかに任命し、同政府代表による各国・国際機関への参加の働きかけを実施し、また、開幕までに開催される参加国等との会議に日本政府を代表して

出席する。

2 開催成功に向けて、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、政務レベルや2025年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和7年の開催に向け、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、参加招請活動に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行った。

参考指標：APECにおける域内貿易依存度

(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値(暦年)	
	令和2年	令和3年
	66.0%	65.5%

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①G7・G20における我が国の積極的な貢献 (G7：昭和50年度(当時G6)、G20：平成20年度)	<p>G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。</p> <p>これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。</p>				4-1
	—	—	—	—	—
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力)	<p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。</p> <p>国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G7・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>				4-2

活動の支援・推進) (昭和 39 年度)					
	—	—	—	—	—
③APEC を通じた経済関係の発展 (平成 15 年度)	域内で導入されているAPECビジネストラベルカードを発行する。 これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易・投資の更なる活性化を図る。				4-3
	APECの公式オブザーバーである太平洋経済協力会議 (PECC) の日本委員会 (PECC組織の基本単位は各国・各地域に設置された「国内委員会」。PECC日本委員会は、PECCが目指す太平洋経済協力および太平洋共同体の実現に向けた研究・政策対話を活性化するための、プラットフォームとしての役割を果たしている。) 関連業務を実施する。具体的な活動としては、PECCによる国際タスクフォースへの貢献、PECC日本委員会が主催する国内タスクフォースの運営・実施を担う。 これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施するPECCの活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。				4-3
	60 (60)	43 (35)	47 (33)	44	
④ 国際経済情勢調査・分析 (*)	諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。				—
	6 (6)	9 (7)	7 (6.4)	6.9	
⑤ OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口 (NCP) 体制強化経費 (平成 30 年度)	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口 (NCP) では多国籍企業の行動に関して NGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業の OECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国 NCP 体制を強化し、積極的に OECD の活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。				4-2
	0.9 (0.8)	0.9 (0.2)	1 (0.6)	1.6	
⑥ 2025 年万博準備活動経費 (令和 2 年度)	相手国キーパーソンへの働きかけを行うとともに、二国間会談や国際会議等の機会も活用し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信し、参加招請活動を行っていく。 これにより、国際博覧会の開催に向けた準備を進め、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。				4-4
	—	29 (0)	37 (7)	46	
⑦ 経済協力開発機構 (OECD) 分担金 (昭和 39 年度)	昭和39年のOECD加盟以来、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している (加盟国中第2位の規模)。 我が国は、分担金の拠出を通じて、責任ある加盟国として OECD を財政的に支援するとともに、各分野の委員会や事業において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化等を主導していく。				4-2
	3,186 (3,186)	3,051 (3,051)	3,003 (3,003)	3,147	

<p>⑧日・経済協力開発機構協力拠出金（任意拠出金）（昭和60年度）</p>	<p>日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。我が国は、世界経済の成長センターとして重要な東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの分析・研究、広報等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。また、G7サミット、G20サミットなどにおいて、各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、我が国が重視するプロジェクト等の実施のためにも同任意拠出金を活用している。</p> <p>我が国は、任意拠出金の拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、グローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を翻訳により適時に我が国に紹介するほか、OECDの経済・開発分野の知見や経験をいかして、OECD非加盟国との協力をを行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動、OECDの活動の東南アジアへの広報等）を支援しており、これらの分野において我が国の考えを反映させ、経済・社会分野でのルール策定に貢献することに寄与している。</p>	<p>4-2</p>
<p>⑨アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）</p>	<p>本件拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化や地域経済統合、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むAPECの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>	<p>4-3</p>
<p>⑩太平洋経済協力会議（PECC）拠出金（義務的拠出金）（昭和63年度）</p>	<p>本件拠出金は、PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて、提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより、日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、PECCの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>	<p>4-3</p>
<p>⑪アジア太平洋経済協力拠出金（TILF基金）（任意拠出金）（平成9年度）</p>	<p>本拠出金は、APEC参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト（セミナー、ワークショップ、研修、調査等）に充てられる。</p> <p>本拠出を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化という長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また、APECにおける能力構築を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>	<p>4-3</p>
<p>⑫APECビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金）（平成14年度）</p>	<p>本件拠出金は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）国際事務局の運営に必要な経費（ABAC総会開催経費及びABACプロジェクト経費）などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより、ABACからAPEC首脳、閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、ABACの活動を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>	<p>4-3</p>

	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	
⑬ 主要国首脳会議等開催準備経費（新規）（令和4年度）	<p>令和5年のG7サミット開催に向けて、会議場設営、空港、移送、宿舎、警備、プレス関連事項等、多岐にわたる項目において準備の企画・立案、調達等を実施するため、早期にG7事務局を設置し、体制の強化を図るほか、開催地の自治体、他省庁を含む関係機関、在京外交団等への説明会や協議等を行い、連携を強化する。</p> <p>また、G7議長国として、来るG7サミットに向けて、同会合で扱う課題や成果文書等を事前に調整を行うべく、本邦（東京又は地方都市）において、シェルパ会合及び外務サブシェルパ（FASS）会合を開催する。</p> <p>これらの準備を進め、我が国が議長国下でのG7サミット開催を通じ、我が国にとって有益な国際秩序を形成することに寄与する。</p>				4-1
	—	—	—	254	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。